平成２３年（フ）第１９１号
神奈川県平塚市天沼６番35―202号　パークリージェンシー柏
債務者　**藤**井　加奈
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７７号
神奈川県厚木市戸室４丁目13番13号
債務者　小野　博史
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９９号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目４番５号　ビューサイドハイツ301号
債務者　伊藤　雅幸
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３００号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目４番５号　ビューサイドハイツ301号
債務者　伊藤みどり
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０５号
神奈川県平塚市西真土１丁目７番14―104号　レオパレスクレール
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１６号
神奈川県小田原市矢作１番地の１　アークステラ107号
債務者　藤田　　圭
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５６号
新潟市西区五十嵐中島５丁目19番21号　ミツクラ来夢館105号
債務者　遠山イト子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６７号
新潟市北区北陽１丁目2451番地23
債務者　清水　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号
新潟市秋葉区古田４丁目９番10号
債務者　二野　照子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８３号
新潟市西区内野町1373番地
債務者　田中　珠美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８９号
新潟県五泉市村松甲1661番地10
債務者　五十嵐英明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０１号
愛知県稲沢市稲沢町北山２丁目41番地　ベルハート203
債務者　柳田　一治
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２２２号
愛知県丹羽郡大口町奈良子１丁目202番地　コーポ大森Ⅱ101号
債務者　植田　義章
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３０６号
大阪府岸和田市南上町２丁目13番18号
債務者　山脇　寛之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目22番６号
債務者　平野　正典
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
大阪府貝塚市橋本548番地１　ミレニアム貝塚101号、前住所大阪府泉佐野市鶴原997番地の３
債務者　福永　行延
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
大阪府貝塚市橋本548番地１　ミレニアム貝塚101号、前住所大阪府泉佐野市鶴原997番地の３
債務者　福永まり子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係